

第七回
参議院通商産業・地方行政連合委員会會議録第二号

昭和二十五年四月七日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○小型自動車競走法案(衆議院提出)

午前十一時七分開會

○委員長(高橋啓君) これより小型自動車競走法案について、通商産業、地方行政連合委員会を開会します。昨日に引續いてこれより質疑に入ります。御発言を願います。

○農林軍次君 我が國では初めての試みでありますので、實際の運用については相當注意を要するものではないかと思ふのであります。設備或いは競技のルールの決定等に對しましては慎重にやらなきやならんし、又この公正を期するといふことは極めて重要なことだと思ふのであります。ところが、この問題に對しては用意があるかどうかという問題について、議員の發案でありますが、一つ通商産業省の御意見を承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(玉置敬三君) お話の點、私共もこの法律が通りました際の準備を現在しておるわけでありまして、競技場その他につきましては、規格を設けまして、その規格に基いてできしめたものは検査その他を行ひまして、その結果に基いて実施を進めて行く、こういうことで全部競走場の規格というものゝ決定する準備いたしてあります。そうしてその規格に基きましてできしめたものは登録するといふようなことで進めることになつております。

○農林軍次君 そこでその場合に自転車の場合でも、地方行政の立場からいへば、財源確保になるのであります。最近の自転車競走等の点から見ますと、非常に問題が各所に起きておるようであります。従つて昨日私は欠席をいたしました。この秩序保持といふ点、治安の問題等に波及して、いわゆる不正行為が行われるといふようなことも相當考へられなければならぬと思ふのであります。そういう場合に對する罰則等の必要があるのじやないかと思ふのであります。それに対する意見を承りたいといふこと、この問題に對してはむしろ、賭博、競走の激甚なためによく行われる談合等の場合で問題が相當起きていると思ふのであります。むしろこの罰則規定を作るといふことが適當ではないかと思ふのであります。發案者の方の御意見を一つ承つて置きたいと思ひます。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 只今の御質疑に對しまして、二十四条以下、罰則のところを御覽賜りたいと存じますが、罰則につきましては、可成り立案者といひましては、嚴罰を以て臨んだつもりでございます。極く重いのは五ヶ年間懲役といふところまで行つておるのがあります。後段に御指摘になられました選手間における談合、これを防止いたします方法といひましては、賞金を相當高く上げること、そうしてその賞金は車に乗る者だけでなく、車を作つた者に主に重点を置くといふような点で、余程その弊害は除

かれるものと考えております。もつと基本的なことは、その競走に臨む者が、昨日岡本委員長から御親切な御注意がございましたように、スポーツ精神に徹して、どこまでも公正なる競走をなすといふ、そういう精神的な雰囲気の中に、これを指導育成して行くといふ、基本的な準備行為が必要であらうと考えて、これは通産省の省令によつて、一々細かいところまで取締るといふ窮屈なものにいたします。これもこれに携わります民間人が自覺を持つて委員会なり何なりを組織して、そういう構成で進められたならば、相共に懸念されます点は可成りの程度まで除かれて、期待に副うような発展をなすであらうと考えておる次第であります。

○農林軍次君 次に只今通産省から御答弁のありました競技のルールの決定とか、或いは設備の問題とか、いろいろ制約を受けてその競技の公正を期さねばならぬと思ふのであります。地方財政にも關係のある事項でもあり、且つ地元の市町村としても重要な關係点であると思ふのであります。第一点には、開催地を都道府県とし、それに衆議院では五大都市を加えられたようでありますが、売上金額に對する或る程度の……その開催地の市町村に對して、府県の行う場合には、売上金額の何ばかを都道府県の収入だけでなくして地元の市町村に交付するといふようなことが、競技の場を

作る場合におけるいろいろな点から考へても、設備の點、或いは又協力を得るといふようなこと、又は競走をして十分に目的達成を期せしめるという点から、市町村に對して一部を交付するといふことが適當ではないかと思ふのであります。その點が第一点と、それから次にこれは初めての試みであります。競技の設備、或いはそのルールを決定するために委員会のようなものを中央に設けて、そしていろいろの學識経験者を以て、スタートを切る場合における……委員会によつて決定するといふことが適當ではないかと思ふのであります。それに對する御所見を承りたいのであります。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 第一に御指摘の開催自治体に對して行政費の控除を売上高からパーセンテージで出したらどうかという點は、誠に味うべき御意見として拝聴いたしましたのであります。他面若干考慮すべき事項があるように思ふのであります。事實を申し上げますと、こういう法案が国会に提出せられたといふことが世間に知れまして、通産省並びに私共四十二名の提出者にいろいろな問合せが参つております。一言にして申せば、その県の競走場は自分の村、自分の町に引張りたいといふ運動めいた話が大分あるのであります。それらの人の実情を聴いてみますと、いふと、地元の繁榮策になるというところであつて、特に開催地として選ばれた所に格別の考慮をいたしませんでも、そこで開催せられるということ自体が、地元の繁榮策になるというふうな實際の動きはなつてゐるようであります。それから又法案に盛つてございますように、都道府県が施行者に、及び五大都市が施行者になるのであります。それはその議会の決議によつて、やるかやらんか、どこへやるかといふことを決めるというふうな、地方の自治を十分尊重した建前で作つてございます。その場合に開催地に特點が多くなれば多くなる程、開催地の争奪戦が熾烈に行われませんかといふ懸念もございします。又そうなりますといふと、或る自治体にこれを廻さんで他の自治体に廻さんといふような意圖も動いて來るといふことも懸念されますので、地元の繁榮策になるという、今考へてゐる人達のそうした点だけで十分ではないまいか。あとは成るだけそうした引張り合いの行われないうな方面について、より多くの考慮をする方がよくはなからうかといふような氣持がいたしてゐる次第でございます。

第二の點につきましては、法案に条文としてございますように、その都道府県で行われます際に、競走会が一ヶ所、一ヶ所と申しますか、一個当該都道府県に、これは民間同好の士によつて、業者経験者を組織して作ることになる構想であります。とにかく一個の競走会が、当該都道府県若しくは都市にできますが、それが集つて對等の表決権をもつて集つて、中央の連合会を組織する企圖でございます。それが

集まりまして、中央に組織ができますという、仰せのごとき活動をなす学識経験者を入れた委員会が当然構成せられて、その公正なる指導下に行われたいという考え方でございます。事前にそれをやらなければ遅れはせんかという懸念がございしますが、事前に最も急いでなされねばならぬと考えられますことは、法案が皆様によつて成立を見ました場合に、第一に必要なものは競走場の規格でございます。それとまあ車の規格でございます。競走場の規格ができておりました、競走場の設置に着手してから少くとも二、三ヶ月はかかるものと存じますので、法案の通過と共に競走会ができて、その競走会が対等の表決権をもつて集つて、中央で連合会ができて、その連合会の下に委員会ができて、その委員会で御指摘のような点を十分に審議いたして、実施に移しましたならば、大過なきを期し得るのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○島村軍次君 前段の問題については、第十六条と十七条に、百分の二十五に相当する金額を自己の収入とし、そしてその百分の三に相当する金額を国庫に納付する、こういうことになつておるようであります。私が先程申し上げた国庫納付金というものの生れた論拠は一体どこにあるか。それから只今御説明のような点はですね、これはちよつと筋が違ふのじやないかと思うのであります。地元には希望があるかと交付金をやらんでもいいということとは、ちよつと我々の立場からいへば受取れないので、むしろ地元町村において各種の設備をし、或いは又お世話になるということに対しては、これは

間違いないことであります。今日の地方人の立場からいつても、地方の、開催の地元町村に対して、或る一定の交付金を交付するということは、これは私は当然じやないかと思うのであります。この点に對しても一度御所見を承つて見たい。それから委員会の構成は、よく内容は存じませんが、この小型自動車競走連合会、又は全余り委員会の制度ができて、主要機関になるというところは却つて問題であると思ふのであります。スタートにおいて、やはり自動車製造関係とか、実際の業務を扱う人、競走の直接の関係者という方々、或いは機械の能力、機械に對するエキスパートを入れるとか、或いは又取締の立場から通産省或いは又、地方人の立場から等の関係のもの、を以て委員会を構成するということになりますれば、なることが望ましいのじやないか、なれば初めからの試みであるし、且全国的に規格が別々になるとか、或いは又、設備等において、非常に差ができるというやうなことは、望ましくないことじやないかと思ふのであります。暫定的にも、こういう委員会の構成が別途のお話になつた直接の関係者の連合会というやうなもの以外に、第三者的の意見を取入れるということが、必要じやないかと思ふのであります。重ねてその点の御所見をお尋ねいたします。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 最初に御指摘の点につきまして、国庫に、百分の三を納入する根拠でございますが、これは国が自動車の振興に或る程度の施設をなすというのが一つの裏付

けでございます。今一つは、国庫の収入を、端的に申さば増したいという、これはここで申上げていいかどうか存じませんが、この法案の系統中に、占領下における手続中大変強く述べられましたことでありまして、まあ委員会として御首肯頂けると思ひます。これは、国庫が、国が自動車の振興に或る程度の施設をなすということが、論理的な根拠であると存じます。それからその開催地に當る自治体に対する交付金の考慮の問題であります。私、御趣旨にお逆らひ申すわけではないわけでございます。その競走場の設置、設置は、施行者になります自治体が、みづから設置いたします場合と、それから半官半民で設置いたします場合と、全然民營で設置いたします場合と三つ考え得るのでございます。自家施設の場合は、賃借料を払う手数料を省き得るのでありますが、その他の場合においては、相当額の手料を払う、その手数料の払い方としてはパーセンテージで行く方法もありませんし、定額で行く方法もあります。パーセンテージで行く場合には、地元に対する考慮は相当程度含まれるということが考え得るのでございます。

第二点の、事前に暫定的に委員会式のものをして研究することの必要につきましては同感でございます。法案の御審議を頂いてどうなるか、全く誰にも予想のつかないことであります。で、先き走つたことは避けて皆さんおられるようであります。現実の問題としては、通産省の専門家、建設省の専門家、それから又、こういう方面の経験者等が自発的に、寄り／＼寄つて研究会というものをお作りになつて、

そこで先程問題になりました競走場の規格、カーブをどうしたらいいか、カーブの斜面をどうしたらいいかということ、かなり科学的に御研究であります。それは非公式のものであります。それから、御説明の通り、もう少し公的規格を帯びた、全般に通ずる機構を設けた方がよいと、私も考える次第でございます。

○西郷吉之助君 只今島村君の質疑に對して、いろいろ提案者から御説明がございましたが、私も国庫納付金の問題ですが、今御説明を承りました。御承知の通り、都道府県は、この法案によりまして、第九條に、売上金額以外に入場料も徴収できることになつております。御承知の通り、地方税法の改正によりまして、都道府県と市町村は独立財源でやつておるので、都道府県の方は、売上金額も貰える、入場料も入る。今の国庫納付金の問題は、国家財政、地方財政の両面から考えまして、国が納付金を貰うことがなくとも、積極的な地方財政に貢献すること、が当然であると私は考えるのである。そういう御提案者の説明から行くと、そういうことがあるから国庫にも入れるのだということである。私はそれと全然逆の考えで、国が地方財政に積極的なこういうふうな助成すべきものであつて、それが故に国庫納付金を規定したというやうなことはむしろ逆で、国庫納付金くらい規定よりも、むしろ都道府県はその費用を市町村の財源に補給してやるといふことが当然ではないかと思ふのであります。が、その点如何でしょう。都道府県の方はこの外に入場料も入ると思ふので、国庫納付金を納めるくらいな

ら、むしろ関係市町村に、地方財政に貢献してやるといふ方が、この法案をこういうふうにお出しになつたのは、地方財政に貢献するということ、を非常に重点を置いてお考になつたのではないかと、その点を重ねてお尋ねいたします。

○衆議院議員(栗山長次郎君) お答えいたしますが、地方財政に寄与するといふ点可なりな比重を以て取上げております。この御承知の通りでございます。他の一面におきましては、比較的劣性であり、貧弱である日本の自動車工業、これを輸出の基盤として育成しようという考え方、これも相並んで相当重い考慮をいたしておる次第でございます。殊に關係通産省におきましては、その育成なり、振興なり、又改善なりを圖ろうとしたとしても、限られた予算で財源がないといふことで、手がけたいことも手がけずにおるといふのが実情でございますので、国庫に納付して、それがやがて予算化されて、自動車の振興に向かうといふことを、要望は相当強いものがあると思ひます。開催地の自治体に対する考慮の点につきましては、若し按排をするとなれば、これはやはり都道府県なり、五大都市なりの収入となるべきものの中からの考慮であらうかと存じますが、間接に潤います。前に申し上げましたやうな事項を考慮すれば、このままでも御趣旨には運営上實際面において副い得るのではないかと一応考えておる次第でございます。

○島村軍次君 お尋ねいたしますが、私は今日の自動車競争の姿を見まして、確かに地方財政に潤いを持つこと

これは地方からいへば結構のようでありますが、これから先仕事で段々なくなつて参りますと、あれによつてまじめに仕事を求めるとか、或いはまじめな仕事を作ろうとかいうような考え方が非常に少なくなつて、立派な青年達が、昼の日中全く家業を投打つて自動車競走に現をぬかして、そして仕事を休んだ上に、いわゆる賭博という考えであの券を買つておると思ふのでありますが、あつたことによつて国民が博心を養成して行くことの恐るべきものがあると思はれておるのであります。でありますのに競馬それから自動車又自動車と、自動車の進歩発達とか輸出とかいろいろ／＼な美名はありましようけれども、又／＼したことが、曾てドッグ・レースが問題になつたことがあるのですが、それは満たされたアメリカ人なんか遊び半分に愉快にやるのは結構ですが、今日の日本人は實際問題として、賭博というように考え方からこの中に行く者が多いと思ひますので、今でさえ私は余りに多過ぎる。確かに国民の活動力、国民精神を墮落させる面が多いと考へておるのであります。その上に又この自動車を以て来て流行させる。だつたら日本を擧げて賭博場になるのではないかと考へて、考へれば考へられると思ふのであります。そこで立案者はこれによつて自動車を進歩させるとか、収入を得るとか、地方財政が潤うとかいうことのみ、金にのみ眼がくれて、国民の活動力と、国民精神を賭博心に墮ち立てることの、大きな弊害と天秤に掛けてどういふふうに考へておられるのか。私はこれによつて自動車は少しは進歩

いたしましよう。併しそれはこれによらなくても、もつと健全な方法で自動車研究はできると思ひます。地方財政を潤すことは地方としては大変結構でありましようけれども、それがために国の青年をまじめな仕事に進んで、大地に足の着いた立上りをいたさなければならぬのに、その日暮しの、精神を墮落させるようなことがあるならば、金が少し潤うて民族を亡ぼすということになると思ひますので、この点について私は満たされたアメリカ人なんかは結構であります。これは日本のような今日の状態で賭博心をそそり立てるようなことは誠に戒むべきものであつて、これを利益の方と、そうした青年民族の精神を汚すことを、どういふふうに立案者は考へられておるかという点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 只今御指摘の点、精神面の問題につきましては立案者、提出者共に何回も審つてあつた様と同様に苦慮いたした問題でございます。一方においてはこの競走によつて自動車の性能を高め、又海外へ日本品の宣伝をなし、輸出を増大するといふ利益、又地方財政の利益があるにしても、精神面において失うところが多ければ如何であらうかということ、は、私共自問自答いたしたことでございまして、得ました結論といたしましても、失うところも若干あるけれども、得るところの方が多しであらうといふ、これは立証はこれからまだ先のことでございまして、きまつてしまふけれども、さうな思想的結論を持つたわけではございまして、弊害の現われ方をそれではできるだけ抑制しよう、そ

のためにはどうしたらよからうという点につきましては、施行者となるべき団体、これを成るべく少くするといふこと、それから行われまう回数も、年に施行者ごとに二回乃至三回、たえずこれに提われを持つていふような方法を避けまうならば、若干品格を持つた一つの競技として得るところを助長せしめ、失うところを成るべく小さくして施行し得るのではないかと、私共みずから自問自答して達しました結論はさうなものでありまして、それで提案をいたして御審議を煩わすことになつた次第でございます。

○柏木康治君 非常に苦慮されたという点については、お心持はよく分るのではありませんが、その方法として何回もやらないといふような方法を採られたのであります。實際競馬の盛んなりし頃、あの競馬が一ヶ所においては、今あなたがおつしやつたような工合に行われたのであります。やる方の者は、あの競馬のあつた回数が日本で何回であつたか私は存じませんけれども、一個の家庭の主人公が、殆んど一年中日本中を、今日ほど、今日ほどこといつて／＼廻つて、家庭を悲劇に陥れた例は沢山ある。でありますから、一ヶ所において一回か二回と申しましても、これをあちらこちらではやつて参りましたならば、やはりそれと結局同じことじやないか。ただ私の憂うるのは、今の競輪にいたしまして、實際精神面から見たならば、私は本當に失う方が多くなりつゝあると考へておるものであります。この間川崎にあつたような、あんな馬鹿なことはこれはめつたにないことで、取るに足らないのですが、普通行われておるその裏に、家業を擲ち、それからこれから先失業した者がまじめな仕事に就こうとせず、更にあれに墮落して行くといふふうな考へておられますので、私はこのことはみんながまじめに真剣に大地に足を着けて、苦しい生活をしてでも一応経済的な自立をさせ、聊か富裕になつたところでやるべき問題であつて、足らないときにやることは、賭博心をますます／＼唆ることになる。賭博心のない者にもそれを教えることになつて考へますので、今の御説明だけでは私は競輪や自動車競走が盛んになつて民族が低下する、こゝういふふうな考へております。だから露骨に申しますと、今までの御説明だけでは納得は行かないのです。私の見解は失うところの方が多し、余りにも地方財政なんか苦しかつたおつと、何か金儲けがないかといふような浅ましい考へから、これは確かに金儲けにはなりましようが、民族を損うようなことは、この際厳に慎むべきものである、こゝう考へております。

○委員(高橋啓君) 外に御発言ありませんか。

○岡本愛祐君 もう少しお伺ひしたいのですが、通産省の政府当局及び立案者の方々は、こゝういふ競技の賭博であるのと、賭博でないのとはどういふ線であつて區別をされるか、その認識を伺つて置きたい。と申しますのは、今柏木委員からも御質問がありましたように、余りにこゝういふ類のものがだんだん多くなつて、又これは嘘であれば結構ですが、又衆議院の方ではハイアラの法案も用意をされるというふうなことに承つておる、又ドッグ・レースなんか、現に第二国会であります

たか、提案があつたようなことでありまして、こゝういふものが余りに多くなり過ぎるということは、柏木委員の言われる通りの弊害があると思ふのであります。さういふ線をどういふふうに考へておられるか、これは通産省にお聞きするのはお気の毒ですけれども、この法案を御審議になり、又前の議論のときにもお考へになつておつたことでもありましようが、賭博と賭博でないもの、つまりこの際許し得るものと許し得ないものとの差異をどういふふうにお考へになつておるか、それをお伺ひし置きます。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 賭博であるものと賭博でないものととの線の引きどころと拝聴いたしたのであります。が、若干のリスク、その他スベキイレシヨ、これを伴います事柄は沢山あるように存じますが、前段に申しましたように、それによつて世を毒し、己を害し、得るところが少いもので、賭け形式のものとは純然たる賭博、併しこれが一つの方法であつて、得るところが公共的に相当あるものは、得るところと失なうところとを計算して、政治的に考慮する値打のあるもの、かやうに考へるより外に考へ方がないかと私共思つておりますが、今一つ付け加へさせて置きたいと存じますことは、健全な娯楽の観点から見て、人生は誰しも若干の無駄があるようにございまして、その若干の無駄のあるところを健全な娯楽に導き、同時にそれが公共の利益を生む一つの手段となつていふところに調節の方法があつたといふ、私共思想的な結論に達してこれを提出して頂いたのであります。更にいふ／＼な方法がありましよう

うが、よいものが悪いものを自然と駆逐して行く、自然淘汰的なことも考え得ると思ひますのは、当然競争によつて現れた弊害、それをより以上のものに立案出現によつてそちらに転換し、弊害の多いと認められるものは、自然に国民の良識によつて捨てられて行くという考え方も、私共といたしましては考慮に加えて練つたわけでございます。只今行われております競輪なら競輪の弊害につきましては、通産当局と私共とは若干の考え方に開きがあるかも知れませんが、私共は皆様と共に肩をひそめざるを得ないのであります。その上を行き、より以上によいものが出来れば、自然淘汰でよいものの方が国民の良識に投じて、自然に正常化されて行くであらう、かように考へておる次第でございます。

○島村軍次君 最後に一つ承つて置きたいと思ひますのは、只今の問題に関連して、これは一つの単純な例かも知れませんが、この間大阪の方を地方行政の関係で視察したときに、たま／＼堺の競輪場の話が、丁度あそこを通過した時分に出て、国道というか、道というか、その附近のおかみさん連中がもう一生懸命に競輪の賭を出して、そして、ここに空いておる家はまるでおかみさんが財産も何も注ぎ込んでしまつたのだと、その理由は、競輪そのものは馬と違つて、これは一般論になりますけれども、なか／＼区別がつかないで、一つの競技場としてはむしろ賭博に近いものであるという論をなされた人があるわけなんです。そこで小型自動車の競走法案が通つた場合に、技術的に果して今のような弊害になるような憂へがないかどうかとい

う点に対して、我々は疑問を持つわけでありまして、それに対する通産省の方の技術的な点からそういうことは考へ得られんという御見解であるかどうか、一つ承つて見たいと思ひます。

○政府委員(玉置敬三君) 昨日も栗山議員からお話ございましたが、大体自動車法案によりまして、実施される自動車の点から申しますと、非常に機械の要素が強いわけでございます。全体を百とすれば、これは大体の推定でございますが、七—八割というものは機械の面で占めるのではないかと思ふ。こう考へる。あとの二〇％、三〇％は操縦技術とか、その他の面で占めるのじやないかと、こういうことに大體の考へ方が持たれるわけでございまして、勿論機械の構造、内容につきましては、これは先程の競走場と同じように企画、その他の登録規定を考へることに相成ると思つておりますが、而も競輪と違ひまして、相当維持、補充と申上げますか、そういうものが直前にございまして相当検査をする必要があるのでございまして、これ等の企画直前のい／＼検査に合格したものが初めて競走場に出ると、こういうこととなります。全体のウェイトは、大體そういう程度に考へておりますので、いわゆる競輪の、自動車の方とは相当おもむきの異なる点があるのじやないかと思つております。

○岡本愛祐君 栗山議員から賭博と賭博でないものの線の引き方について御意見がございましたが、私は単に、これは娯楽であるからこういう賭や何かを許していいということでは私はいけないのであつて、積極面がなければいけないと思つておるのです。私はこの

競輪とか、この小型自動車の競走とか、そういうものは昨日も申しましたように、やはりスポーツとして発達させ、そして飽くまでもフェアプレイの精神でやつて、そしてそれに八

百長なんかにできにくいようにしなければならぬ。競走方法その他のルールを作つて行く、そして弊害面の除去が可能なものでなければいかん。こういうふうにするのです。向その外にプラスになるものがなければいかん、即ちピンゴとか何とか、あれは健全娛樂と言へば言へるかも知れませんが、単にチャンスを得るに、金を張るのでありますから、福岡県などは許して

おりますが、私はあれは賭博そのものだと考へております。健全娛樂だと言つておりますが、あれは私は賭博に外ならないと思つております。この競輪や、小型自動車の競走はともかく地方財政に寄与するといふことが一つ、それから自転車とか、自動車の改良にプラスがある。そういうことで、まあ線を引かなければならぬのでありまして、そういうことがないものは、私は賭博と考へるのであります。で先程触れましたハイヤライ、これは上海で昔からやつておる八百長で、球を一つ外せばいいのであります。八百長は幾らでもできる、ドッグ・レースなども食餌を与えないとか、或いは少し薬を飲ますとか、そういうことによつてその日のコンディションが非常に違います。こう

も御発言がございましたが、この法案は五大都市が加りましたけれども、外の県に一つずつ許すと、こういうのでありますから、福岡市とか、それから鹿児島市とか、仙台市とか、札幌市とか、そういうところで競技場ができ、北海道庁、又は福岡県庁、あるいは都道府県が開催をいたします。ところが札幌市又は福岡市、鹿児島市自身はこの競技のために数百名の恐らく自治

体警察員を配備しなければならぬだろうと思ふのです。そうするとそれだけ経費が要するのですけれども、自分のところの収入には少しもならない、それは附近の商人とか何とか多少は潤いまして、潤つた商人から、多少の税が取れるといふことはあるものでありますけれども、それは微々たるものであります。で、これは元は市町村にも入場税の三分の二が取れたのでありますから、大いに歓迎したのでありますけれども、入場税は全部都道府県に取られてしまふ。たゞ自治体警察を配備し、そして苦勞をかけるだけだといふことになりまして、その都道府県の方はいいけれども、市町村の方じや割切れないものが残るわけなんです。これは何とかして開催せられる市町村も潤うようにしてやらなければならぬんじゃないか、この点を通産委員会でもお考え願ひたいと思ひます。それからもう一つ、これは競輪の場合でも、この簡便に許すかといふことについて委員会ができております。併しあの委員会はそういう箇所を決定するとか……まあ基礎をどこに許すとかいう一般

の規則を作るとかそういう會議でありまして、この競輪なら競輪といふものを健全に発達させる、そのルールをどうするとか、こういう弊害を除去するにはどうしたらいいとか、そういうことは協議しない委員会である、だからああいうものをもう少し強化されまして、そしてその仕事はやはり柏木君が先程申された、ああいう賭博そのものにならないように、責任を以て善導をするといふ委員会に発展させられたいと思ふのであります。それと同様にこの小型自動車競走についても、この法文の中に入れることは、必要はないかも知れませんが、できればこの中に入れた方がいいと思ひますが、先程島村君から提言されましたようなものを作られまして、そして委員会が勧告をする機関ですから、勧告をする賭博にならないように、八百長にならないように、健全に目的を達成せられるようにする委員会を一つ作られることを希望したいと思ひます。こういうことについて、もう一つ提案者である栗山さんに御意見を伺つておきたいと思ひます。向今の委員会の問題、競輪のものを含めて玉置局長から御意見を承つて、そして我々の質問を打ち切りたいと思ひます。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 只今の後段の方から先にお答えさせて頂きますが、野球の場合でございますと、コミッショナーというような制度がございまして、あれでフェアプレーを助長いたしておりますが、それと同じような趣旨に基き、そして又この実情に即して、勧告善導をなす、第三者的にして公正で多数の利益を以てする委員会の構成は私共是非あつて欲し

けなうと思つておるのです。私はこの

す。そこで先程西郷委員、島村委員か

らも御発言がございましたが、この法案

の規則を作るとかそういう會議であり

い。成立の際には、さように当局なり、民間の人たちに努めて強く勧奨いたすつもりでございます。それから最初の開催地の自治警察に関する負担、これは私共も立案中のいろいろな研究過程において、一応問題にした点でございます。併しそれをどういうふうにしてそれでは経費に伴う埋合せをするかということについては、はつきりした結論を得ずに、まあその事情を反映するというところで補われるのではな

いかという結論に達してここにまかり出たものでございますが、当該委員会の御意向等だん／＼と結晶せられることと存じますので、私共も委員会各位の御意向、御意見を国会の一人として、もできるだけ尊重するのは当然でありますから、その方向に仮に皆さんの多数の御意見があるといえますれば、又方法はあり得るものと考え次第でございます。

○政府委員(玉置敬三君) 只今岡本委員のお話でございますが、私共法律の命ずるところ、又皆さんの御審議の結果に基づきまして、そういういろいろな点につきましては、研究考慮いたしたいと考えます。自転車につきましても、御承知のように各方面からの意見その他を十分承りまして、運用を期しております。自転車競輪法におきましても、委員会の制度は法律上はないわけでございますが、私共競輪自体が、先程から御意見がありましたように、一面においていろいろ考慮すべき事項もございますことと、逆に、又積極的に行う場合、初めての経験でございますので、非常に各方面の御意見を拝聴して、遺憾なきを期したいというようなことでやつておる次第であります。

ますから、御意見その他に従いまして適切な措置をとることを期したいと考えております。

○委員長(高橋啓君) 別に地方行政委員の方の御質疑がありませんで、今度単独審査に入りまして委員外の御発言は十分御都合いたしますから、今までの御質疑による内容も含めて私共も審議いたしたいと思っておりますが、この程度で連合委員会は本日をもって終つたことにして如何でございますか。

○岡本愛祐君 或いは地方行政委員会の方で修正をして頂きたい箇所を連合委員会に申出るかも知れませんが、どうぞそういう際には宜しくお取計らい願います。

○委員長(高橋啓君) それでは一応連合委員会は本日をもって終了したことにいたします。これで連合委員会は散会いたします。

午後零時四分散会
出席者は左の通り

通商産業委員

委員長

理事

委員

地方行政委員
委員長
委員

高橋 啓君
廣瀬與兵衛君
玉置吉之丞君

平岡 市三君
中川 以良君
境野 清雄君
阿竹齋次郎君
鎌田 逸郎君
宿谷 榮一君
駒井 藤平君

岡本 愛祐君

衆議院議員

政府委員

通商産業事務官
(通商機械局長)

西郷吉之助君
島村 軍次君
柏木 庫治君
三木 治朗君
櫻内 辰郎君
太田 敏兄君
鈴木 直人君
栗山長次郎君

玉置 敬三君

昭和二十五年四月十九日印刷

昭和二十五年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所